



埼玉県報

第 654 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 24 日
水曜日

目 次

告示

- 所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

所沢市から所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

越谷流山線	路線名
越谷市大字大房字下川戸二七番二地先から 同市大字大房字下川戸二一番三地先まで	供用開始の区間
令和七年九月二十四日	供用開始の期日
令和四年六月二十四日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長告示第 十七号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長八二・〇〇メートル	備 考

告 示

埼玉県選挙管告示第四十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年九月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年九月二十五日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ 川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて

エ その他